

平成 22 年 1 月 29 日

第二種使用等遺伝子組換え実験
実験責任者・実験従事者・実験実施予定者 殿

学 長 薬師寺 道明

遺伝子組換え実験について

平成 22 年 1 月 15 日 文部科学省より、遺伝子組換え実験に際して研究者が把握しておくべき重要な「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件」の一部を改正する告示が出されましたのでお知らせ致します（施行は平成 22 年 3 月 1 日）。

主な改正点は以下の通りです。

記

主な改正点

- クラス 1 のウイルスを「哺乳動物に対し病原性がないもの」と規定し、クラス 1 として指定されていた多くの動物ウイルスがクラス 2 へ。
- 実験分類未定の多くの細菌、ウイルスや寄生虫がクラス 2, 3, 4 に記載され、病原体によっては使用に際して無条件に大臣確認が必要だったものが大臣確認から外れた。
たとえば使用に際し大臣確認が必要だった *Citrobacter rodentium* がクラス 2 に分類され、大臣確認が不要になった（2 月 28 日までは大臣確認が必要なのでご注意ください）。
- サルモネラ属細菌の整理と Ames test の標準株の一つ TA1535 株をクラス 1 へ。

※以上は改正内容の一部です。詳しくは文部科学省ホームページをご参照ください。
（文部科学省）http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen_oshirase_100115.html

実験を実施する場合は、必ず実験計画を提出し承認を受けてください。

遺伝子組換え実験安全委員会のホームページは、申請上の留意事項を掲載し、申請書様式等のダウンロードをできるようにしておりますのでご利用下さい。

<http://www.med.kurume-u.ac.jp/med/joint/kumikae/index.htm>

※久留米大学ホームページ「学内向けページ」及び情報システム室管理「旭町管理室ページ」からアクセスできます。

本件お問合せ先： 研究推進課 川辺
TEL 31-7917 Ext2261 kensui@kurume-u.ac.jp